

国立大学法人法施行令第8条第3号及び第4号の長期借入金の借入れ等 に係る認可基準

平成18年12月26日
文部科学大臣決定
平成20年1月4日一部改正
令和2年8月7日一部改正
令和6年3月26日一部改正

国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第33条第1項及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「施行令」という。）第8条第3号及び第4号の規定に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）による長期借入金の借入れ又は国立大学法人等債券（法第33条第1項の規定により発行する債券をいう。以下同じ。）の発行（以下「長期借入金の借入れ等」という。）に係る認可の基準について、施行令第8条第3号、第4号、第10条から第14条まで及び第21条並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号。以下「施行規則」という。）第21条の規定を踏まえ、以下のとおり定める。

第1 長期借入金の借入れ等の認可を受けようとする土地の取得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備（以下「土地の取得等」という。）が、施行令第8条第3号又は第4号に掲げる土地の取得等に該当するものであること。

施行令第8条第3号に掲げる土地の取得等とは、次に掲げるものであって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に係る長期借入金又は国立大学法人等債券（以下「長期借入金等」という。）を償還することができる見込みがあるものをいう。

- ① 学生の寄宿舍、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設（法人の職員ではない外国人研究者が宿泊するための施設や、職員宿舍と外国人研究者が宿泊するための施設の合築施設等）の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置
- ② 当該国立大学法人等以外の者との連携による教育研究活動に係る施設（産学連携関連施設や、地方公共団体又は独立行政法人等との共同研究等のための施設）の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは

整備又は設備の設置

- ③ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医師法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置

施行令第8条第4号に掲げる土地の取得等とは、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行うものであって、当該土地、施設、設備又は知的基盤を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第33条の5第2項に規定する業務上の余裕金をもって長期借入金等を償還することができる見込みがあるものをいう。

先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等とは、世界最先端の学術研究を行うための大型研究施設や設備の整備、大規模な実験等を行うための教育研究施設の整備など、当該国立大学及び大学共同利用機関（以下「国立大学等」という。）における教育研究の高度化、ひいては我が国の教育研究と人材育成を先導する国立大学等の形成に必要であるが、通常の施設又は設備の整備に係る予算措置では適時対応することが困難であるものが想定されるものをいう。

第2 先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備に充てるための長期借入金の借入れ等の認可を受けようとする場合には、以下の条件をいずれも満たすこと。

- ① 先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置と一体的に長期借入金の借入れ等の認可を受けようとする知的基盤であり、当該土地、施設又は設備と一体的に先端的な教育研究の用に供することを目的としたものであること
- ② 長期借入金等を充てることとしている開発又は整備に係る費用の範囲が、以下のいずれかに該当すること
- ・ 什器・消耗品の購入・調達や行政手続の実施など一時的に増加する管理事務であって、これらの費用に充てる資金を確保することが遅れることにより施設等の稼働が遅滞する可能性があるもの
 - ・ 共同研究の際に必要な研究資源（試料、データ等）の確保やソフトウェアの開発など、先端的な教育研究の用に供する業務が安定的に行われるまでの間に必要となる研究開発で、当該業務の早期安定化や早期の施設整備等による優位性により共同研究先や共同研究収入等の増加に資するもの

- ・ 国際的な広報や共同研究先の候補探しのための URA の雇用など、先端的な教育研究の用に供する業務が安定的に行われるまでの間に必要となる広報営業活動で、当該業務の早期安定化や、共同研究先や共同研究収入等の増加に資するもの

第3 長期借入金等の償還期間が、施行規則第21条第1項各号又は第2項（施行令第8条第4号に掲げる土地の取得等に限る。）に掲げる期間に該当するものであり、かつ、認可を受けようとする長期借入金の借入れ等により取得する土地等を用いて行う業務（以下「当該認可対象業務」という。）の内容に応じ適正な期間であること。

施行規則第21条第1項各号に掲げる期間とは、次のとおりである。

- ① 土地（②括弧書に規定する土地を除く。） 15年間
- ② 施設（その用に供する土地を含む。） 30年間
- ③ 設備 10年間

また、施行規則第21条第2項に掲げる期間とは、40年間である。

第4 当該認可対象業務の内容が適正であり、かつ、当該認可対象業務に係る収入のみ（施行令第8条第4号における土地の取得等の場合は、当該認可対象業務に係る収入及び当該国立大学等を設置する国立大学法人等の法第33条の5第2項に規定する業務上の余裕金を含む。）をもって当該長期借入金等を償還することができる見込みがあること。

具体的には、次に掲げる条件の全部に該当するものであること。

- ① 当該認可対象業務の内容が国立大学法人等の業務として適正であり、かつ、当該国立大学法人等の業務内容からみて妥当性を有すること。
- ② 当該認可対象業務に係る資金収支に係る計画（償還計画を含む。）が適正であること。特に次に掲げる事項については、それぞれ算定の根拠が明確に示されていること。また、施行令第8条第4号における土地の取得等の場合は、個別の長期借入金等の案件ごとに、償還年数が、当該長期借入金等の額を年間の償還可能財源で除した数以上であること。

（収入に関する事項）

- ・ 利用料金の設定（当該国立大学法人等が設置する同種の施設等及び周辺地域において提供される一般の同種の施設等がある場合には、これらの施設等の利用料金等との比較を含む。）
- ・ 利用の見込み

（支出に関する事項）

・ 経費の見込み

- ③ 当該国立大学法人等の資産を担保等に供しないこと。ただし、当該認可対象業務のために取得した土地若しくはその土地に付随する施設又は当該認可対象業務のために取得した設備若しくは知的基盤を除く。
- ④ 当該認可対象業務の収入が不足する等の要因により、当該認可対象業務の収入によっては償還が計画通り行うことができなくなった場合における償還の財源について、適正な見込みが示されていること。
- ⑤ 原則として、過去3事業年度の損益計算書において当期総損失を計上しておらず、かつ、当期を含む今後2事業年度の損益計算書において当期総損失を計上する見込みがないこと。

また、施行令第8条第4号における土地の取得等の場合は、償還確実性を担保する観点から、法人組織全体としての財務の健全性を有すること。具体的には、当該国立大学法人等に対する信用格付業者による信用格付が最上位又はそれに準ずる格付であることに加えて、収支状況、規模・投資余力、安定性等の観点に係る財務指標により総合的に評価する。また、当該国立大学法人等の組織全体としての財務の健全性を支える組織体制が強化されていること。

第5 長期借入金の借入れ等により取得する土地等の価額が適正であること。

第6 長期借入金の借入れ等の方法や借入先等の選定が適正であること。

第7 当該国立大学法人等の規則等において、次の事項が定められていること。

- ① 長期借入金の借入れ等に係る意思決定に当たっては経営協議会の議を経ること。
- ② 長期借入金等の償還の状況に関し、各事業年度終了時に経営協議会に報告すること。
- ③ 当該認可対象業務の収入が不足する等の要因により、当該認可対象業務の収入によっては償還が計画通り行うことができなくなった場合において償還計画を変更するに当たっては、経営協議会の議を経ること。
- ④ 学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。以下同じ。）若しくは機構長並びに財務を担当する理事及びこれらの者の財務に関する事務の一部を補助することを命ぜられた者は、長期借入金の借入れ等に係る事務を担当するに当たって関係法令及び法人の規則に基づき、かつ、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないこと。

- ⑤ 学長若しくは機構長又は財務を担当する理事は、故意又は過失により法人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うこと。

第8 長期借入金の借入れの認可を受けようとする国立大学法人等は、施行令第11条第1項に定める次の事項を記載した申請書を、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付して文部科学大臣に提出しなければならないこと。なお、②から⑥までの事項については、それぞれその算定又は選定の根拠が記載された書類を添付すること。

- ① 借入れを必要とする理由
- ② 長期借入金の額
- ③ 借入先
- ④ 長期借入金の利率
- ⑤ 長期借入金の償還の方法及び期限
- ⑥ 利息の支払の方法及び期限
- ⑦ その他文部科学大臣が必要と認める事項

第9 国立大学法人等債券の発行の認可を受けようとする国立大学法人等は、施行令第21条に定める次の事項を記載した申請書を、作成しようとする国立大学法人等債券申込証、国立大学法人等債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面及び国立大学法人等債券の引受けの見込みを記載した書面を添付して文部科学大臣に提出しなければならないこと。なお、②から⑤までの事項については、それぞれその算定又は選定の根拠が記載された書類を添付すること。

- ① 発行を必要とする理由
- ② 施行令第14条第3項第1号から第8号までに掲げる事項
 - 一 国立大学法人等債券の名称
 - 二 国立大学法人等債券の総額
 - 三 各国立大学法人等債券の金額
 - 四 国立大学法人等債券の利率
 - 五 国立大学法人等債券の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 国立大学法人等債券の発行の価額
 - 八 社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用があるときは、その旨
- ③ 国立大学法人等債券の募集の方法

④ 発行に要する費用の概算額

⑤ ②に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項

第 10 当該国立大学法人等の他の長期借入金等の償還が過去 3 年間に於いて計画通りに行われていること。

第 11 法第 33 条第 1 項及び施行令第 8 条第 4 号の規定に基づく国立大学法人等による長期借入金の借入れ等に係る文部科学大臣の認可にあたっては、文部科学省において外部有識者からなる審査会を開催し、当該会議における外部有識者の意見を踏まえ認可の可否を判断すること。

附 則

この認可基準は、平成 18 年 12 月 26 日から適用する。

附 則

この決定は、平成 20 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この決定は、令和 2 年 8 月 7 日から実施する。

附 則

この決定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。